

京都市告示第652号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 期 間
京都市中央青少年活動センター（京都市北青少年活動センター，京都市東山青少年活動センター，京都市山科青少年活動センター，京都市下京青少年活動センター，京都市南青少年活動センター及び京都市伏見青少年活動センターを含む。）	京都市中京区東洞院通六角下る 御射山町262番地 公益財団法人京都市ユースサービス協会	平成31年4月1 日から平成35年 3月31日まで

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)